

## 働き方改革セミナーの開催について

昨年「働き方改革関連法」が成立し、今年4月から全ての企業において年次有給休暇5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務となることや自動車運転業務の時間外労働の上限規制(年960時間)が、改正法施行5年後の2024年4月から適用されるなど順次関連法が施行され、それらの対応が急務となっております。

標記セミナーでは、トラック運送業の景況感、人手不足の状況、物流業界の最新動向や運送業における働き方改革実現のポイントなど外部環境の変化から運送事業者が採るべき戦略・戦術についてご説明させて頂くこととしており、この度下記により開催させていただきます。

つきましては、諸業務ご繁多の折とは存じますが、是非ご参加下さいますようお願い申し上げます。

誠に恐れ入りますが諸準備の都合上、出欠のご返事を3月末日までに京ト協事務局までご連絡頂きますようお願い致します。

日 時： 【午前の部】平成31年4月23日(火) 10:00～12:00

【午後の部】平成31年4月23日(火) 14:00～16:00

※午前・午後セミナー時間は90分(終了後質疑応答)、同一の内容です。

場 所： 京都自動車会館5階 (京都運輸支局構内)京都市伏見区竹田向代町51-5

※自動車会館には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

講演内容： 「運送業における働き方改革とは!？」

講 師： 佐々木 純平 氏 (船井総研ロジ(株) チームリーダー シニアコンサルタント)

※会場等の関係上、一回の参加人数は150名、先着順でのお申し込みと限らせて頂きます。

京都府トラック協会 行

FAX075-661-0062

### 働き方改革セミナー 参加申込書

	役職	ご氏名
4/23(午前)		
4/23(午後)		

※午前・午後セミナー時間は90分(終了後質疑応答)、同一の内容です。

会 社 名 \_\_\_\_\_